

令和 5 年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

概要レポート(第 3 回) : EU 離脱後の英国における EU 規則改正内容の反映
状況及びその把握手法



Eurovision & Associates

2024 年 10 月

目次

1	はじめに.....	1
2	英国の EU 離脱の関連法	1
3	維持された EU 法（Retained EU Law）/同化法（Assimilated Law）	2
4	2023 年維持された EU 法（撤回・改革）	3
4.1	維持された EU 法/同化法の再定義、改正、廃止、置き換え措置について	4
5	EU 法の規制の英国国内での適用状況を把握するためのプラットフォーム.....	4
6	結びに代えて.....	5

1 はじめに

2016 年の国民投票と正式な手続きを経て英国が欧州連合（EU）を離脱したことにより、英国と EU 法の関係は大きく変化した。2020 年 1 月 31 日に英国は正式に EU を脱退したが、EU 離脱協定法により、移行期間が 2020 年 12 月 31 日までと定められた。この移行期間は、政府、公共機関、企業、個人がこの変化への適応を目的としたものであり、同期間中、英国では EU 法が引き続き適用された。そして、2020 年 12 月 31 日午後 11 時以降は、英国は EU 規制や既存の規制改正の適用外となる。これ以後、EU 法は英国では法的効力を持っていない。

本レポートでは、英国の EU 離脱と EU 法の適用に関する重要な英国の法律、英国内における EU 法の扱いを解説する。さらに、これらの規制の最新情報を確認するためのプラットフォームやリソースについても紹介する。

2 英国の EU 離脱の関連法

英国の EU 離脱にあたって、複数の関連法が英国内で施行されている。これらの法は、EU 法が英国内で法的拘束力を持つことを保証した欧州共同体法を廃止し、英国内での EU 法の失効までの移行期間の設定、移行期間の終了日までの間の同国内での EU 法の法的効力の保証、これらの EU 法の英国国内法への転換とそれらの法律の改正、廃止、再定義、置き換えを目的としている。EU 法に関する英国の重要な法律は以下の通り。

欧州共同体法（European Communities act）¹

- 1973 年 1 月 1 日より完全適用開始
- 英国の EU 加盟にあたり、EU 法に英国の国内法よりも優位性を与え、EU 法を英国内で直接適用、もしくは、同国内法への適用を規定
- 英国裁判所に、欧州司法裁判所の見解の追従を義務化

EU 離脱法（EU withdrawal act : EWA）²

- 2018 年 7 月 26 日より適用開始
- 上述の欧州共同体法を 2020 年 1 月 31 日に廃止
- 英国の EU 離脱後も、EU 法の法的効力を保障する。その際に、これらの EU 法を維持された EU 法（Retained EU laws）に改称
- EU 法の英国内適用にあたり、EU 法における英国国内と無関係の文言（EU 機関名や関連する EU 法）などの修正を目的に、英国政府（閣僚）に EU 法の改正権限を付与。

EU 離脱協定法（EU withdrawal Agreement Act）³⁴

- 2020 年 1 月 31 日より適用開始
- 欧州共同体法の廃止日を 2020 年 12 月 31 日に延長
- EU 法（EU derived domestic legislation）を 2020 年 12 月 31 日まで適用延長
- 上述の英国政府（閣僚）の改正権限の適用期間を 2020 年 12 月 31 日から 2 年後まで延長

¹ <https://www.instituteforgovernment.org.uk/article/explainer/european-communities-act-1972>

² <https://www.instituteforgovernment.org.uk/article/explainer/eu-withdrawal-act-2018>

³ <https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LLN-2020-0011/LLN-2020-0011.pdf>

⁴ <https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9841/CBP-9841.pdf>

維持された EU 法に関する規則 2023(Retained EU Law act 2023)⁵

- 2023 年 7 月 29 日より適用開始
- 維持された EU 法の英国内での法的効力を 2023 年 12 月 31 日までにと規定
- 維持された EU 法の名称変更
- 英国裁判所による欧州司法裁判所の判例追従義務の取り消し
- 英国政府とスコットランド、ウェールズ、北アイルランド自治政府に対して、維持された EU 法の改正、修正、置き換え、廃止に関する権限の拡大

3 維持された EU 法 (Retained EU Law) /同化法 (Assimilated Law)

維持された EU 法は、EU 離脱法にて定義されている。同法は、上述の ECA の失効に伴い、英国で適用されているすべての EU 法をそのまま、英国国内法の枠組みに当てはめた法律であり、国内法として取り扱われる。同法を基にした英国の解釈によると、維持された EU 法は主に以下の 4 種類に分類することができる⁶。なお、同法は、後述の 2023 年 EU 法の廃止、および、改革保持規則によって、同化法 (Assimilated law) と改称された。2024 年時点で、6735 件の維持された EU 法/同化法の内、約 1 割の維持された EU 法/同化法が改正され、約 2 割が廃止、約 7 割の維持された EU 法/同化法に対して英国政府、もしくは、上述の自治政府による何らかの措置が取られる可能性がある⁷。この中で、農業、環境・食品関係の維持された EU 法は、約 1,926 件存在しており、内、約 2 割を改正、約 3 割を廃止したが、依然として、約 5 割の維持された EU 法/同化法が変更されないままである⁸。

2023 年維持された EU 法 (撤回・改革)

維持された EU 国内法 (EU derived domestic legislation) : 移行期間以前に、ECA の枠組みの下で制定された EU 法を英国内で推進するために定められた英国国内の一次法と二次法

維持された EU 直接法 (Retained Direct EU legislation) : 移行期間前に制定された EU の規則、決定など、英国内に国内法への適用なしで直接適用される EU 法

直接効力を持つ EU 法 (Direct effective EU law) : 英国内で効力を持つ EU 条約によって定められた「権利、権限、責任、義務、制限、救済措置、手続き」に関する条項。これらの条項のうち特定のものは英国による EU 離脱後も英国内で直接的拘束力を持つ (例) EU 機能に関する条約 157 条記載の男女平等の賃金支払いに関する条項

EU 条約や EU の指令によって保証されている権利、権限、義務、責任、制限、救済措置、手続き : ECA の枠組みの下で、移行期間中と移行期間前に定められたものに限る。

維持された EU 判例法 (Retained EU Case Law) : EU の判例法に則った原則、および EU 司法裁判所の判決は、上述の 3 つのカテゴリーに関連するものについては維持される。

⁵ <https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9841/>

⁶ <https://publications.parliament.uk/pa/ld201719/ldselect/ldconst/69/69.pdf>

⁷

<https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjoiMDY2MjAwZDMtMzcwOC00Zjc4LTk3NDQtMzNkNDIyMTIhYTcwIiwidCI6ImNiYWVWM3MDA1LTAyYzEtNDNIYi1iNDk3LWU2NDkyZDFiMmRkOCJ9>

⁸

<https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjoiMDY2MjAwZDMtMzcwOC00Zjc4LTk3NDQtMzNkNDIyMTIhYTcwIiwidCI6ImNiYWVWM3MDA1LTAyYzEtNDNIYi1iNDk3LWU2NDkyZDFiMmRkOCJ9>

4 2023 年維持された EU 法（撤回・改革）法

2023 年 6 月 29 日に、英国王室による承認を受けた、維持された EU 法（撤回・改革）法は、維持された EU 法に対する特別措置の撤廃期限を設けており、英国政府やスコットランド、北アイルランド、ウェールズ自治政府が、これらの維持された EU 法をより容易に改正、廃止、代替法への置換を容易にするものである⁹。また、同法に記載されている 600 件の維持された EU 法は、2023 年 12 月 31 日までに自動的に廃止される。それら以外の維持された EU 法は、同化法として、引き続き、法的効力を持ち、英国政府や上述の自治政府はこれらの維持された EU 法に対して、改正、廃止、英国政府、もしくは、自治政府が適切と認める場合、別の法律への置換を実施することができる¹⁰。

実際に 2020 年末当時で、すでに、英国政府および自治政府は 1,000 件以上の国内二次立法を制定し、維持された EU 法に 10 万件以上の修正や、一部の EU 法の完全廃止が実施されている。また、2020 年以降、農業や補助金管理などの分野では、維持された EU 法に代わる新たな体制を定める基本法も制定されている。これらの改正された法律については、今後、英国と EU にて別々に改正が加えられていくこととなり、次第に、両者の法律は乖離していくこととなるが、英国が EU との整合性を維持することで経済的利益やその他の政策上の利益を受ける分野は例外となる¹¹。以下は、2023 年 EU 法の廃止及び改革、保持規則の主な内容である¹²。

2023 年維持された EU 法（撤回・改革）法 ¹³
存続する EU 法の失効期限の設定（サンセット条項） - 本規則に記載された 587 件の維持された EU 法 2024 年 1 月 1 日より廃止 - EU 条約（欧州連合条約と欧州連合の機能に関する条約）や、EU 法によって保障されている権利、権限、義務、制限が 2024 年 1 月 1 日より失効 - 上述の 587 件以外の維持された EU 法を同化法に改称
2023 年までに英国法における維持される EU 法の優位性の終了 2024 年 1 月 1 日より、EU 法の国内における優位性が失効 - 例外として、英国政府と議会は、2026 年 7 月 23 日まで、上述の優位性を再度設定するための特別規則を規定することができる。 - 英国の裁判所が、維持された EU 法/同化法が英国国内法に抵触する際、この問題に取り組む
維持された EU 法/同化法の改正、再定義、代替法への置換、廃止 - 英国の EU 離脱後の維持された EU 法の改正制限を撤廃 - 英国政府、自治政府に対して一次法もしくは、二次法によって追加された一次法の一部に該当する維持された EU 法/同化法の再記述（restatement）の権限を 2026 年 7 月 23 日まで付与（再記述されたものは、国内法として分類） - 英国政府、自治政府に対して、二次法に該当する維持された EU 法の廃止、置換の権限を 2026 年 7 月 23 日まで付与

⁹ <https://www.gov.uk/government/news/the-retained-eu-law-revocation-and-reform-bill-2022>

¹⁰ https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/28/pdfs/ukpga_20230028_en.pdf

¹¹ <https://www.pinsentmasons.com/out-law/guides/retained-eu-law-uk-after-brexite>

¹² <https://www.gov.uk/government/news/the-retained-eu-law-revocation-and-reform-bill-2022>

¹³ <https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9841/CBP-9841.pdf>

- 英国政府、自治政府に対して、二次法に該当する維持された EU 法/同化法を修正するための法律の制定権限を付与
- 維持された EU 直接法の修正権限を付与
- 維持された EU 法によって不要な法的障害や負担が発生する場合、これを取り除くために、英国政府、議会に対してこれらの維持された EU 法の修正権限を付与

英国裁判所による欧州司法裁判所からの独立

- 英国外の裁判所が発表した判例の拘束力を撤廃
- 英国内の事情を反映した判例を許可
- 英国内の事情と維持された EU 法の判例法が相容れない場合、英国内の事情を優先した判例作成の許可

4.1 維持された EU 法/同化法の再定義、改正、廃止、置き換え措置について ¹⁴

EU 離脱法では、英国の EU 離脱（2020 年 1 月 30 日）から 2 年間、英国政府による維持された EU 法の改正権限を認めていたが ¹⁵、その後、EU 離脱協定法により、この改正権限は、移行期間の終了日の翌日（2021 年 1 月 1 日）から 2 年間延長されることとなった。2023 年維持された EU 法（撤回・改革）法においても、離脱法や離脱協定法と同様に、英国政府やスコットランド、北アイルランド、ウェールズの行政府による維持された EU 法/同化法に対して再記述、改正、廃止、置き換えを継続して認めている。維持された EU 法/同化法の改正にあたり、英国議会もしくはスコットランド、北アイルランド、ウェールズの行政府によって無効とされる場合がある。また、維持された EU 法/同化法の二次法の廃止、または、英国の事情に沿ったものに置き換える権限が英国政府と英国政府やスコットランド、北アイルランド、ウェールズの行政府に付与されている。

5 EU 法の規制の英国国内での適用状況を把握するためのプラットフォーム

下記のプラットフォームは、ブレグジット後の英国の規制枠組みに関する情報を提供し、維持される EU 法および改正の状況を追跡している。以下プラットフォームの中で、維持された EU 法/同化法ダッシュボードには、維持された EU 法/同化法のリストに加えて、変更状況などが分野毎に確認でき、特に有益であると言える。以下添付の画像は、同ダッシュボードにある、環境・食品・農村に関する維持された EU 法/同化法の進捗状況である。表へのアクセスは[リンク](#)より REU Explore の Page 3 から Department Name の選択を Department for Environment, Food and Rural Affairs のみの選択とし、Status のプルダウンの箇所を Amendment からの提示に変更することで確認が可能である。

¹⁴ <https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9841/CBP-9841.pdf>

¹⁵ <https://publications.parliament.uk/pa/ld201719/ldselect/ldconst/69/69.pdf>

Department Name Department for Environment, Food and Rural Affairs		Search Glossary		Page Navigation Page 1Page 2Page 3	
Please select a row to view further details		REUL / Assimilated Law Details		Number of items currently in the table: 1926	
Department Name	REUL / Assimilated Law Name	Legislation Description	Status	Territorial Application	International Obligations
Department for Environment, Food and Rural Affairs	2000/532/EC: Commission Decision of 3 May 2000 replacing Decision 94/3/EC establishing a list of wastes pursuant to Article 1(a) of Council Directive 75/442/EEC on waste and Council Decision 94/904/EC establishing a list of hazardous waste pursuant to Article 1(4) of Council Directive 91/689/EEC on hazardous waste (notified under document number C(2000) 1147) (Text with EEA relevance)	Implements provisions of the Waste Framework Directive relating to the definition of Hazardous Waste	Amended	UK wide	N/A
Department for Environment, Food and Rural Affairs	2003/33/EC: Council Decision of 19 December 2002 establishing criteria and procedures for the acceptance of waste at landfills pursuant to Article 16 of and Annex II to Directive 1999/31/EC	Establishes criteria and procedures for the acceptance of waste at landfills.	Amended	UK wide	No
Department for Environment, Food and Rural Affairs	2011/630/EU: Commission Implementing Decision of 20 September 2011 on imports into the Union of semen of domestic animals of the bovine species (notified under document C(2011) 6426) Text with EEA relevance	Sets out Third Country Lists for the import of animals and animal products to GB, along with related Sanitary and Phytosanitary Measures (SPS) import controls.	Amended	GB only (England & Wales & Scotland)	Yes
Department for Environment, Food and Rural Affairs	Commission Decision of 12 August 2002 implementing Council Directive 96/23/EC concerning the performance of analytical methods and the interpretation of results (Text with EEA relevance)	Provides rules for the analytical methods to be used in the testing of official samples and specifies common criteria for the interpretation of analytical results of official control laboratories for such samples.	Amended	UK wide	N/A
Department for Environment, Food and Rural Affairs	Commission Decision of 16 March 2011 on the approval of plans submitted by third countries in accordance with Article 29 of Regulation (EC) No 1831/2003	Sets out Third Country Lists for the import of animals and animal products to GB, along with related Sanitary and Phytosanitary Measures (SPS) import controls.	Amended	GB only (England & Wales & Scotland)	Yes

- **英国政府の立法ウェブサイト:**この公式ウェブサイトは、英国の法律のすべての変更を追跡する上で重要なリソースであり、EU 法の継承も含む。改正、廃止、新たに導入された法律に関する最新情報を提供している¹⁶。他にも、ガイダンスや規制の検索ページにて具体的な維持された EU 法についての動向を確認することができる。¹⁷
- **維持された EU 法/同化法ダッシュボード**¹⁸:EU 法の継承を調査し、英国政府による変更を追跡するのに役立つ。同ダッシュボードでは、維持された EU 法/同化法のリストとそれらの法律に関する情報^{19,20}に加えて、維持された EU 法/同化法の変更状況や適用状況の概要なども確認することができる²¹。
- **英国貿易およびビジネス情報ポータル**²²:2023 年 EU 法の廃止および改革保持規則に基づき廃止される法定規則(Statutory Instruments: SI)の一覧を掲載している。
- **EUR-Lex データベース**²³:英国は EU 法に拘束されないが、EUR-Lex は、現在の EU 規制と英国が採用または逸脱した規制とを比較する上で依然として有用なリソースである。
- **業界団体規制当局:**食品基準庁(FSA)²⁴などの機関が、規制の実施や適応に関する分野別の最新情報を提供している。

6 結びに代えて

英国は EU からの離脱を皮切りに、英国国内の事情にあった法整備を進めている。これは、特に、従来の EU 法、もしくは、EU 法を適用するために作成された国内法に対して顕著である。英国では、EU 離脱の移行期間後にこれ

¹⁶ <https://www.legislation.gov.uk/>

¹⁷ <https://www.gov.uk/search/guidance-and-regulation?parent=department-of-health-and-social-care&keywords=retained+EU+law&order=relevance>

¹⁸ <https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjo1MDY2MjAwZDMtMzcwOC00Zjc4LTk3NDQtMzNkNDIyMTIhYTcwIiwidCI6ImNiYWVWM3MDA1LTAYyZEtNDNIYi1iNDk3LWU2NDkyZDFiMmRkOCJ9>

¹⁹ https://assets.publishing.service.gov.uk/media/669f6273ce1fd0da7b592a90/reul_data.csv/preview

²⁰ <https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjo1MDY2MjAwZDMtMzcwOC00Zjc4LTk3NDQtMzNkNDIyMTIhYTcwIiwidCI6ImNiYWVWM3MDA1LTAYyZEtNDNIYi1iNDk3LWU2NDkyZDFiMmRkOCJ9>

²¹ <https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjo1MDY2MjAwZDMtMzcwOC00Zjc4LTk3NDQtMzNkNDIyMTIhYTcwIiwidCI6ImNiYWVWM3MDA1LTAYyZEtNDNIYi1iNDk3LWU2NDkyZDFiMmRkOCJ9>

²² <https://www.gov.uk/government/collections/reul-revocation-and-reform-act-2023-statutory-instruments#full-publication-update-history>

²³ <https://eur-lex.europa.eu/homepage.html>

²⁴ <https://www.food.gov.uk/search?keywords=EU+regulation>

らの EU 法の国内法化が不可欠なものについては、政府による改正、廃止、置き換えなどを現在もなお推進している。但し、原則としては、英国政府は必要な場合を除き、EU の政策に沿った法整備は進めておらず、独自の法整備を行っている。同国の EU 離脱後に EU で改正された EU 法に対しても同様に EU での改正内容を英国で反映させる必要はない。この動きは、今後、特定の分野を除き、EU と英国間での法律の整合性が失われ、EU の同国における影響力が失われていくことを意味している。

以上